

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。

本法はトルクメニスタン政府ウェブサイト

(<https://turkmenistan.gov.tm/ru/post/82397/zakon-turkmenistana-ob-energoberezhenii-i-energoeffektivnosti>)

掲載の露文資料に基づく。

トルクメニスタン・省エネ・エネルギー効率法

2024年4月9日

本法は、エネルギーの促進およびエネルギー効率の向上に係る法的、経済的、組織的基盤を定めるものである。

第1章 総則

第1条 基本概念

本法では以下の基本概念を使用する。

- 1) **国家エネルギー鑑定** — 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において、燃料エネルギー資源の利用効率の計算、エネルギー資源の算定および高エネルギー効率設備の安全性の確保を目的として実施される鑑定。
- 2) **基本建築物のエネルギー効率等級（段階）** — 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率を反映した特性値。
- 3) **エネルギー調査** — 燃料エネルギー資源の使用ならびに省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における指標に関するデータの収集と処理を含む調査であって、燃料エネルギー資源の利用効率の評価および燃料エネルギー資源の効率的かつ合理的な使用が可能と想定される分野の特定を目的として実施される調査。
- 4) **エネルギー調査実施契約** — 発注者の省エネルギーおよびエネルギー資源利用効率の向上を目的とした行動を、執行者が遂行することを対象とした契約。
- 5) **エネルギーパスポート** — エネルギー調査の結果に基づき、使用する燃料エネルギー資源の量に関する情報と、エネルギー効率指標、省エネルギーポテンシャルが記載された書類。
- 6) **エネルギー効率指標** — 任意の用途の製品の単位量の生産、役務の遂行、およびサービスの提供に要する燃料エネルギー資源の消費（基準損失を含む）に係る学術的根拠を有する絶対量または比量であって、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における規范文書に定めのある数値。
- 7) **省エネルギー** — 生産する商品（遂行する役務、提供するサービス）の規模を含め、エネルギー資源のしかるべき利用効率を保持したうえでその使用量を削減することを目的とした組織的、法的、技術的、生産工程的、経済的、およびその他の施策の実現。
- 8) **省エネルギー施策** — 燃料エネルギー資源の効率的かつ合理的な利用を目的とした活動。
- 9) **エネルギー効率** — エネルギー資源の利用から得られた効果と、当該の効果を得るために費やしたエネルギー資源消費量との比率を反映した特性値。
- 10) **エネルギー監査** — 燃料エネルギー資源もしくはそのうちの一種、または二次エネルギー資源の消費における個々の分野、あるいはエネルギー消費設備の個々のグループに対するエネルギー調査。
- 11) **エネルギー監査機関** — エネルギー調査の実施に係る業務を遂行する管轄機関が創設した法人。
- 12) **二次エネルギー資源** — 生産および消費の廃棄物の形、または生産プロセスの遂行もしくは当該の種類エネルギー資源の生産とは関係のない機能用途を有する設備の使用の結果として生じる副産物の形で得られる可燃性（燃料）資源、熱資源、ならびに過剰圧力資源。

- 13) **燃料エネルギー資源** — 天然の、および製造の結果得られる様々な種類の燃料およびエネルギーの総体。
- 14) **燃料エネルギー資源消費基準** — 一定の品質の製品（役務、サービス）の単位の生産に要する燃料、熱エネルギーまたは電力の消費量であって、標準単位で測定される数値。
- 15) **燃料エネルギー資源の生産者** — 1つないし複数の燃料エネルギー資源を生産する法人。
- 16) **燃料エネルギー資源の消費者** — 1つないし複数の燃料エネルギー資源を消費する法人および自然人。

第2条 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令

省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令は、トルクメニスタン憲法にその基礎を置き、本法およびトルクメニスタンのその他の法規文書で構成されるものである。

第3条 本法の法的規制

本法は省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において発生する諸関係を規制するものである。

第4条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における諸関係の主体と対象

1. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における諸関係の主体とは、燃料エネルギー資源の生産者および消費者、エネルギー監査機関、ならびに省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による規制と監督を遂行する機関である。
2. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における対象とは、燃料エネルギー資源、ならびにこれを生産および消費するしかるべき設備、燃料エネルギー資源の消費、輸送、貯蔵に関連する生産プロセス、基本建築物（建造物、営造物）、および本法に定めのあるその他の対象である。

第5条 燃料エネルギー資源の消費者の権利および義務

1. 燃料エネルギー資源の消費者は以下の権利を有する。
 - 1) 省エネルギーの促進およびエネルギー効率の向上に関する提案を国家機関に提出する。
 - 2) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家プログラムおよびその他のプログラムの立案および実現にあたり、提案を提出する。
 - 3) 省エネルギーおよび燃料エネルギー資源の効率的な利用に関する情報を管轄機関から取得する。
 - 4) エネルギー監査機関との間でエネルギー調査実施契約を締結する。
燃料エネルギー資源の消費者は、本法およびトルクメニスタンのその他の法規文書に定めのある他の権利をも有する場合がある。
2. 燃料エネルギー資源の消費者は以下の義務を負う。
 - 1) 送電網における容量係数基準値を順守する。
 - 2) 燃料エネルギー資源の生産および引渡しの遂行にあたり、設備の故障や、断熱を行わないか、もしくは電力消費設備の動作モードを順守しない形でのパイプラインの稼働により引き起こされるその非生産的な消費を許容しない。
 - 3) 実施済みのエネルギー調査の結果に基づき設定された段階的（最終的）な基準の水準まで燃料エネルギー資源の消費を削減するよう確保する。燃料エネルギー資源の段階的（最終的）な消費基準とは、1暦年を超える期間に形成された燃料エネルギー資源消費基準指標の減少列のことをいう。
 - 4) トルクメニスタンの法令に定めのある燃料エネルギー資源消費基準の超過を許容しない。

第6条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における法的規制の基本原則

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における法的規制は以下の原則にその基礎を置くものである。

- 1) 省エネルギー施策の実施における科学技術的および経済的妥当性。
- 2) 管理および監督の体系性。
- 3) 高エネルギー効率設備、技術、資材の導入の優先性。
- 4) 省エネルギーの促進およびエネルギー効率の向上。
- 5) 燃料エネルギー資源の生産および消費の分野における均衡のとれた料金政策および価格形成の実施。

第2章 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による規制と監督

第7条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による規制と監督を遂行する機関

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による規制と監督は、トルクメニスタン閣僚会議、トルクメニスタン閣僚会議が決定する管轄機関（以下、「管轄機関」）、ならびに省庁・官庁がトルクメニスタンの法令に定めのある自らの権限の範囲内においてこれを遂行する。

第8条 トルクメニスタン閣僚会議の権限

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において、トルクメニスタン閣僚会議は、

- 1) 統一国家政策を決定する。
- 2) 法規文書を公布する。
- 3) 以下を承認する。
 - a) 国家省エネルギー・エネルギー効率プログラム。
 - b) 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令要件の順守に対する国家監督遂行規定。
- 4) 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率の確保に係る要件を制定する。
- 5) 燃料エネルギー資源の非効率的な利用に対する是正措置を制定する。
- 6) 省エネルギー施策の実現に係る国家支援の形態および方法を決定する。
- 7) 管轄機関を決定する。
- 8) トルクメニスタンの法令により自らの権限に分類されているその他の機能を遂行する。

第9条 管轄機関の権限

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において、管轄機関は、

- 1) 統一国家政策を実現する。
- 2) 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令要件の順守に対する国家監督を遂行する。
- 3) 法規文書を採択する。
- 4) 以下を立案し、トルクメニスタン閣僚会議での承認に付す。
 - a) 国家省エネルギー・エネルギー効率プログラム。
 - b) 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令要件の順守に対する国家監督遂行規定。
- 5) 短期的および長期的な部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラムの実現に対する監督を自らの権限の範囲内で遂行する。
- 6) 国家機関の活動に係る部門間調整を遂行する。
- 7) 省エネルギー目標値、地元の燃料エネルギー資源・風力エネルギー資源使用指標およびその他の指標を、省エネルギーおよびエネルギー効率に関する法令に従い設定し、その全国的な周知手順を決定する。
- 8) 商品（役務、サービス）、基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー調査の組織および実施に係る業務を遂行する。
- 9) 燃料エネルギー資源消費基準の策定、設定、改定手順を決定する。
- 10) エネルギー効率に関する情報を保存する必要がある商品、基本建築物（建造物、営造物）のリストを決定する。
- 11) 国家情報システムを構築し、その機能を確保する。
- 12) 先端技術の開発と導入への投資を促進する。
- 13) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における業務に携わる人材の養成、再教育、技能向上に携わる研修センターの業務規程を決定する。
- 14) 以下を策定し、承認する。
 - a) 国家プログラム実現報告書の様式、およびその提出期限。
 - b) トルクメニスタンの法令要件違反是正指示書の様式。
 - c) エネルギー調査実施契約の雛型。
 - d) 調査対象のエネルギーパスポートの雛型。
 - e) エネルギー監査官の知識試験実施規定。

- f) 教育分野における国による規制と監督を遂行する管轄機関との調整に基づく、研修プログラムおよびプランのリスト。
 - g) 5年に1度以上実施する、法人の義務的エネルギー調査予定表。
 - h) 商品（役務、サービス）、基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー調査実施規定。
 - i) 国家エネルギー鑑定実施規定。
- 15) エネルギー監査機関の登録を実施する。
- 16) 国際協力を遂行する。
- 17) トルクメニスタンの法令により自らの権限に分類されているその他の機能を遂行する。

第10条 省庁・官庁の権限

省庁および官庁は、

- 1) 管轄機関との調整のもとに部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラムを策定し、その実現に対する監督を遂行する。
- 2) 国際プロジェクト実現の枠組みにおけるものも含め、高エネルギー効率設備、技術、資材の導入を遂行する。
- 3) 燃料エネルギー資源消費基準を設定し、順守する。
- 4) 省エネルギーの促進およびエネルギー効率の向上に係る宣伝を遂行する。
- 5) 省エネルギーの促進およびエネルギー効率の向上に係る施策を策定し、実現する。
- 6) トルクメニスタンの法令により自らの権限に分類されているその他の機能を遂行する。

第3章 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における一般要件

第11条 国家の需要のための発注に際する省エネルギーおよびエネルギー効率指標に対する要件

1. 省エネルギーおよびエネルギー効率指標に対する要件の適用対象となる国家の需要のための商品（役務、サービス）の種類は、管轄機関がこれを決定する。
2. 国家発注者、および国家の需要のための発注に係る機能を遂行する権限を付与された機関は、本条第1項の効力が及ぶ商品の供給（役務の遂行、サービスの提供）に対する発注を、当該の商品（役務、サービス）に対する省エネルギーおよびエネルギー効率指標に対する要件に従い実施する義務を負う。
3. 国家の需要のための発注に際する省エネルギーおよびエネルギー効率指標に対する要件は、以下を含むものとする。
 - 1) 当該の要件が適用される商品（役務、サービス）の種類とカテゴリーの明示。
 - 2) 使用する燃料エネルギー資源の量に影響を及ぼす商品（役務、サービス）の指標の特性に対する要件。
4. 国家の需要のための商品（役務、サービス）に対する省エネルギーおよびエネルギー効率の確保に係る要件には、エネルギー資源の非生産的な消費、ならびに生態学的基準および規格への不適合を招く恐れがある商品の供給（役務の遂行、サービスの提供）に対する禁止および制限が含まれる場合がある。

第12条 基本建築物の省エネルギーおよびエネルギー効率の確保に係る要件

1. 設計、建設、再建、大規模修繕の対象となる基本建築物（建造物、営造物）は、省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令要件に適合していなければならない。
2. 建設、再建、大規模修繕が実施されたが、エネルギー効率要件および使用する燃料エネルギー資源の算定機器の備え付け要件に適合していない基本建築物（建造物、営造物）の操業を開始することは認められない。
3. 操業を開始する基本建築物（建造物、営造物）の、エネルギー効率要件および使用する燃料エネルギー資源の算定機器の備え付け要件への適合検査は、管轄機関がこれを遂行する。
4. 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率の確保に係る要件は管轄機関が定めるものとし、これには以下を含むものとする。
 - 1) 基本建築物（建造物、営造物）におけるエネルギー資源消費の比量の特徴づける指標。
 - 2) 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率に影響を及ぼす建築、構造、工学技術上のソ

リユージョンに対する要件。

- 3) 基本建築物（建造物、営造物）の個々の要素、構造、およびそれらの特性、ならびに基本建築物（建造物、営造物）の設計文書に含まれ、その建設、再建、大規模修繕時に使用される技術および資材に対する要件。
5. 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率に対する要件は、管轄機関が定める方法に則り、5年に1度以上見直さねばならない。
6. 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率に対する要件は、以下の基本建築物（建造物、営造物）には適用しない。
 - 1) 宗教的な建築物。
 - 2) トルクメニスタンの法令に従い歴史・文化遺産（歴史・文化記念物）に分類される建築物。
 - 3) 解体または大規模修繕を控えた建築物。
 - 4) 一戸建て住宅。
 - 5) 管轄機関が定めるその他の建築物（建造物、営造物）。

第13条 基本建築物のエネルギー効率等級（段階）

1. 基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率等級（段階）は、建設（再建、大規模修繕）プロジェクトの立案に対する発注者の依頼書、ならびに建設（再建、大規模修繕）完了後の不動産に対する権利登記に際する建設済みかつ稼働開始済みの対象の仕様書に記載する。
2. 既存の基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー効率等級（段階）およびその見直しは、管轄機関が定める方法に則って定め、建築物（建造物、営造物）の仕様書にこれを記載する。

第14条 燃料エネルギー資源の算定

1. 生産、引渡し、消費される燃料エネルギー資源は、トルクメニスタンの法令に定めのある方法に則り、義務的機器算定の対象となる。
2. 産業施設、住宅および公共建造物の建設プロジェクトは、使用する燃料エネルギー資源消費量算定機器の設置を盛り込んだものでなければならない。前記の機器を設置していない新たな産業施設、住宅および公共建造物の操業開始は認められない。

第15条 燃料エネルギー資源に係る決済

1. 燃料エネルギー資源に係る決済は、その算定機器の示度に基づきこれを遂行する。
2. 燃料エネルギー資源算定機器の欠如、故障、紛失、検査期限経過の場合における燃料エネルギー資源に係る決済は、トルクメニスタンの法令に従い定められた決済方法を使用してこれを遂行する。この際、前記の決済方法は燃料エネルギー資源の消費者に対し機器による算定を根拠とした決済の遂行を促すものでなければならない。

第16条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における指標

管轄機関は、省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令に従い、省エネルギー目標値、地元の燃料エネルギー資源・風力エネルギー資源使用指標、および省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるその他の指標を設定する。

第17条 省エネルギー施策のフィージビリティスタディ

1. 省エネルギー施策のフィージビリティスタディは、以下の見極めを目的としたものである。
 - 1) 現物量および相対量における燃料エネルギー資源の消費の削減。
 - 2) 燃料エネルギー資源の消費者のコスト削減。
 - 3) 省エネルギー施策の実現への資本投資。
 - 4) 投資回収期間。トルクメニスタン国家予算の資金によって完全にまたは部分的に実現される省エネルギー施策のためのフィージビリティスタディは、フィージビリティスタディ作成規定を規制する技術文書に従いこれを策定する。
2. 省エネルギー施策のためのフィージビリティスタディ作成規定を規制する技術文書は、管轄機関が策定し、これを承認する。

第4章 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるプログラム

第18条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるプログラムの種類

1. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において策定、承認、実現されるのは、国家省エネルギー・エネルギー効率プログラム、部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラム、ならびに個々の法人による省エネルギー・エネルギー効率プログラムである。

省エネルギーおよびエネルギー効率について緊急性の高い分野においては、必要に応じて、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるその他のプログラムを策定する場合がある。

2. 省エネルギー・エネルギー効率プログラムの策定に係る方法論的指導は、管轄機関がこれを遂行する。

部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラムの履行に対する監督は、当該プログラムの発注者、ならびに管轄機関が自らの権限の範囲内において、これを遂行する。

第19条 国家省エネルギー・エネルギー効率プログラム

1. 国家省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、管轄機関が5年を期間として策定し、トルクメニスタン閣僚会議がこれを承認する。

2. 国家省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、以下を含むものでなければならない。

- 1) プログラムの目標と課題、その実現方法。
- 2) フィージビリティスタディ。
- 3) プログラムの学術的支援に関する情報（必要に応じて）。
- 4) エネルギー効率およびプログラムの実現により想定される経済指標上の成果に対する評価。
- 5) プログラムの実現により期待される成果。

第20条 短期省エネルギー・エネルギー効率プログラム

1. 短期省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、1年を期間として策定する。

2. 国家機関は、国家省エネルギー・エネルギー効率プログラムの履行を目的として、自らの権限の範囲内において、管轄機関との調整をもって、短期部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラムを毎年策定し、これを承認する。

3. 短期部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、以下を含むものでなければならない。

- 1) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における指標。
- 2) 省エネルギーおよびエネルギー効率に係る主な分野。
- 3) 期待される成果と、想定される年間削減率を含むその経済的効果を明記した、省エネルギー施策のリスト。
- 4) 計画上のコストに関する情報と、資金提供源に関する情報。

第21条 長期省エネルギー・エネルギー効率プログラム

1. 長期省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、5年を期間として策定する。

2. 国家管理機関、その他の国家機関は、国家省エネルギー・エネルギー効率プログラムの履行を目的として、自らの権限の範囲内において、管轄機関との調整をもって、長期省エネルギー・エネルギー効率プログラムを5年ごとに策定し、これを承認する。

3. 長期省エネルギー・エネルギー効率プログラムは、以下を含むものでなければならない。

- 1) 目標と課題。
- 2) 実現の仕組みと、その履行状況に対する監督。
- 3) 先行する5年間における燃料エネルギー資源消費の分析。
- 4) 部門の現状の分析および発展の展望。
- 5) 主な分野における省エネルギーポテンシャル、およびしかるべき展望における燃料エネルギー資源消費予測。
- 6) プログラムの実現により期待される成果。

第22条 省エネルギー・エネルギー効率プログラムへの資金提供

1. 省エネルギー・エネルギー効率プログラムへの資金提供源となりうるのは、トルクメニスタン国家予算の資金、プログラム執行者の自己資金、銀行からの貸付、トルクメニスタンの法令で禁止さ

れていないその他の資金である。

2. 管轄機関は財務経済省との調整のもとに、国際協力と投資誘致の枠組みにおけるしかるべき業務の遂行、情報支援および省エネルギーの宣伝、ならびに省エネルギーおよびエネルギー効率に関連する急を要する社会志向プロジェクトの実現を目的とし、トルクメニスタン国家予算資金により資金の提供を受けている主な省エネルギー施策のリストを、トルクメニスタン閣僚会議に毎年提出する。
3. 省エネルギー・エネルギー効率プログラムの履行に割り当てられた資金の当該目的以外での使用に対する責任は、トルクメニスタンの法令に従い、当該プログラムの発注者および執行者がこれを負うものとする。

第5章 エネルギー調査

第23条 エネルギー調査とエネルギー監査

エネルギー調査を実施する対象は以下のとおりである。

- 1) 組織的・法的形態の如何によらず、燃料エネルギー資源の採掘、生産、加工、貯蔵、輸送、変換、分配、消費を遂行する法人。
- 2) 基本建築物（建造物、営造物）。
2. エネルギー監査を実施する対象は以下のとおりである。
 - 1) 燃料エネルギー資源の消費に係る個々の分野。
 - 2) 燃料エネルギー資源の種類のうちの一つ。
 - 3) 二次エネルギー資源。
 - 4) エネルギー消費設備の個々のグループ。
 - 5) 調査対象である法人の構造的な下部組織。

第24条 エネルギー調査における課題

エネルギー調査の実施における主な課題は以下のとおりである。

- 1) 燃料エネルギー資源の使用におけるエネルギー効率の評価、および実際の省エネルギーポテンシャルの特定。
- 2) 段階的（最終的）な燃料エネルギー資源消費基準への移行に係る、根拠を有する提案の立案。
- 3) 燃料エネルギー資源の節約が可能と想定される分野の特定。
- 4) 省エネルギー施策の立案。

第25条 義務的／任意エネルギー調査

1. 義務的エネルギー調査の対象となるのは、トルクメニスタン国家予算の資金によって完全にまたは部分的に資金提供を受けた省エネルギー施策を実現する法人である。
2. 法人の義務的エネルギー調査は、管轄機関が定める方法に則り、5年に1度以上実施する。
3. 主要生産設備の近代化、技術刷新、ハイテク生産の構築が完了した時点からの経過時間が3年以内の法人の義務的エネルギー調査は、エネルギー監査の形式でこれを実施する。
4. 法人（事業体）の義務的エネルギー調査は、調査対象である法人（事業体）が作成し、管轄機関との調整を経たエネルギー調査実施仕様書に基づきこれを実施する。
5. 本条第1項に記載のない法人のエネルギー調査は、任意方式をもって実施することが可能である。
6. 任意エネルギー調査は、調査対象となる者が作成したエネルギー調査実施仕様書に基づきこれを実施する。

第26条 基本建築物のエネルギー調査

基本建築物（建造物、営造物）のエネルギー調査は、そのエネルギー効率等級（段階）の確定を目的として、管轄機関が定める方法に則りこれを実施する。

第27条 エネルギー調査実施サービスの提供

エネルギー調査実施サービスの提供を行う権利を有するのは、エネルギー調査実施分野におけるコンピテンシーについて管轄機関が定める要件に適合する法人のみである。

第28条 エネルギー監査機関の権利および義務

1. エネルギー監査機関は以下の権利を有する。
 - 1) 自らに委ねられた義務を履行するために必要な情報、資料、文書を調査対象者に請求し、これを取得する。
 - 2) エネルギー調査実施時における諸関係を規制する技術文書をはじめとする、法規文書の完全化に関する提案を提出する。
 - 3) 所定の方法に則り、他の事業者の能力ある専門人材を、エネルギー調査およびその結果の審査に誘致する。
2. エネルギー監査機関は以下の義務を負う。
 - 1) 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令に定めのあるエネルギー調査実施規定を順守する。
 - 2) エネルギー調査実施時に生じた違反を是正する目的で管轄機関が発行した命令書を速やかに履行する。
 - 3) 半年ごと、すなわち7月15日および1月15日までに、報告期間中に実施したすべてのエネルギー調査に関する報告書の写しを管轄機関に送付する。

第29条 エネルギー調査実施契約

1. エネルギー調査は、本法およびトルクメニスタンのその他の法規文書の要件をふまえたうえで締結されたしかるべき契約に基づきこれを実施する。
2. エネルギー調査実施契約は、以下を含むものでなければならない。
 - 1) エネルギー調査実施サービス提供の期間および価格に関する条件。
 - 2) エネルギー調査結果の受入規定。
 - 3) エネルギー調査実施サービスを提供するエネルギー監査機関が自らに委ねられた義務を低品質で、および（または）時宜を逸する形で履行した結果、調査対象者に損害をもたらした場合における責任に関する条件。
 - 4) 調査対象者が信頼性を欠く情報を提供し、これによってエネルギー調査結果が歪められた場合における、エネルギー調査実施サービスを提供するエネルギー監査機関の責任の免除に関する条件。

エネルギー調査実施契約には、両当事者の合意に基づき、トルクメニスタンの法令に従い、他の条件を含めることも可能である。

第30条 エネルギー調査の分析

エネルギー調査の結果に基づき、所定の方法に則り、省エネルギーおよびエネルギー効率の向上に係る主な分野に適合し、かつ、二次エネルギー資源、再生可能エネルギー源、代替エネルギー資源の利用拡大を促進する省エネルギー施策を立案するとともに、検査を実施した調査対象のエネルギーパスポートを作成する。

第31条 エネルギーパスポート

エネルギー調査の結果作成されるエネルギーパスポートは、以下の情報を含むものでなければならない。

- 1) 使用する燃料エネルギー資源算定機器の備え付けについて。
- 2) 使用する燃料エネルギー資源の量について。
- 3) エネルギー効率指標について。
- 4) 燃料エネルギー資源の引渡しに係るその技術的消費量について（燃料エネルギー資源の引渡しに携わる事業者の場合）。
- 5) 絶対量または比量における燃料エネルギー資源の節約可能量の評価に関するものをはじめとする、省エネルギーポテンシャルについて。
- 6) 省エネルギー施策のリストとそのコスト評価について。

第32条 エネルギー調査結果の活用

エネルギー調査結果に基づき立案された省エネルギー施策は、部門別省エネルギー・エネルギー効率プログラム、ならびに調査対象となる法人の省エネルギー・エネルギー効率プログラムに含めるものとする。

第6章 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家支援

第33条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家支援の方向性

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家支援が遂行される可能性があるのは、以下の方向性である。

- 1) 投資活動遂行への支援。
- 2) 高いエネルギー効率を有する製品、技術および資材の開発、生産、使用への支援。
- 3) エネルギー効率の高い集合住宅の建設への支援。
- 4) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるプログラムの実現への支援。
- 5) 方法論的基盤および規範的・法的基盤の開発と完全化への資金提供をはじめとする、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における学術研究活動の実施への支援。

第34条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における人材育成

1. 職業技術教育、中等職業教育、高等職業教育に係る教育プログラムは、省エネルギーおよびエネルギー効率の基礎の学習を含むものでなければならない。
2. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家政策の実現を目的として、高エネルギー効率技術の適用およびエネルギー管理の実施分野における専門人材の養成および技能向上を遂行しなければならない。
3. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における活動を遂行する人材の養成、再教育、技能向上に携わる研修センターは、半年ごと、すなわち7月15日および1月15日までに、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における活動を遂行する人材の養成、再教育、技能向上の修了について報告期間中に交付したすべての文書、ならびにエネルギー調査を実施するための教育を良好に修了したことを証明する書類の写しを管轄機関に送付する義務を負う。

第35条 省エネルギー促進・エネルギー効率向上策

省エネルギー促進・エネルギー効率向上策には、以下を含めることが可能である。

- 1) トルクメニスタン国家予算の資金、プログラム執行者の自己資金、銀行からの貸付、トルクメニスタンの法令で禁止されていないその他の資金による、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野におけるプログラムへの資金提供。
- 2) トルクメニスタンの法令に定めのある方法に則った、特惠条件による銀行貸付の提供。
- 3) 天然ガス、電力、熱エネルギーに関する、時間帯（季節、1昼夜）または燃料エネルギー資源の利用効率を反映するその他の基準によって差別化された料金の設定。
- 4) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における投資プロジェクトの遂行ならびにその他の省エネルギー施策の実現にあたってトルクメニスタン領内に搬入される技術設備およびそのパーツに対する、トルクメニスタンの法令に従った優遇措置の提供。
- 5) 組織的・法的形態の如何によらず、経済活動主体に対する、代替エネルギー源および再生可能エネルギー源を使用した省エネルギー施設および高エネルギー効率施設の建設の促進。
- 6) 省エネルギー商品の生産者、省エネルギーおよびエネルギー効率の向上を目的とした役務、サービスの執行者、ならびに法人および自然人が省エネルギー施策を実現する場合における当該の者に対する、トルクメニスタンの法令に従った税制優遇措置の提供。
- 7) 二次エネルギー資源を使用する電源（小規模発電施設を含む）によって生産された電力の、エネルギー供給企業による取得。ただし、当該設備の設置と稼働を促進する条件によるものとする。
- 8) 省エネルギー施策の実現後に商品（役務、サービス）の原価が引き下げられた結果、1年以内に蓄積形成された資金に対する権利であって、燃料エネルギー資源の実際の消費水準に基づいた、省エネルギー施策の導入に先立つ年度との比較における同資源の節減額における権利、ならびに省エネルギー施策への資金提供への当該資金の将来的な割当てに対する権利の付与。
- 9) トルクメニスタンの法令に従った、省エネルギーおよびエネルギー効率の向上に係るその他の促進形態。

第36条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国際協力

1. トルクメニスタンは、トルクメニスタンの法令、一般的に認められている原則、および国際法の

規範、ならびにトルクメニスタンの国際条約の規定に従って、省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国際協力を遂行する。

2. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国際協力の主な方向性は以下のとおりである。

- 1) 省エネルギーおよび高エネルギー効率技術分野における、外国組織および国際組織との互恵的交流。
- 2) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国際プロジェクトへのトルクメニスタンの参画。
- 3) 省エネルギーおよびエネルギー効率指標の、国際基準の要件への段階的な整合化。
- 4) 省エネルギーおよびエネルギー効率に関する国際セミナー、会議、シンポジウム、展示会の主催および参加。
- 5) 国際投資プロジェクトの実現。
- 6) エネルギー効率指標面における設備の認証結果の相互承認。

第37条 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における情報支援

1. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における情報支援は、以下をもって遂行する。

- 1) 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国家情報システムの構築。
 - 2) 国家機関による、国家省エネルギー・エネルギー効率プログラムのマスメディアでの発表。
 - 3) マスメディアを通じた、省エネルギーおよびエネルギー効率の宣伝。
 - 4) 基本建築物のエネルギー効率等級（段階）ならびに基本建築物および燃料エネルギー資源の利用プロセスに関わるその他の施設のエネルギー効率の、標準化分野における規范文書要件への適合性に関する情報の、消費者への提供。
 - 5) 燃料エネルギー資源の消費者および生産者に対する、省エネルギーおよびエネルギー効率の向上に関する情報の提供。
 - 6) 高エネルギー効率設備、技術、資材の展示会の主催。
 - 7) コンテスト、アクション、セミナー、会議、フォーラムの実施。
 - 8) トルクメニスタンの法令に従ったその他の活動の遂行。
2. 燃料エネルギー資源の供給に携わる事業者は、当該資源の節約手法、当該資源の利用効率に関する情報を消費者に対し定期的に提供する義務を負うものとし、これにはマスメディア、紙媒体、およびその他の手段をもって前記の情報を掲載することを含むものとする。

第7章 省エネルギーおよびエネルギー効率に関する法令要件の順守に対する国による監督、および燃料エネルギー資源の非効率的な利用に対する是正措置

第38条 省エネルギーおよびエネルギー効率に関する法令要件の順守に対する国による監督

1. 省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令要件の順守に対する国による監督は、管轄機関がこれを遂行する。
2. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による監督は、燃料エネルギー資源の探鉱、採掘、開発、加工、変換、引渡し、貯蔵、算定、利用に関連するあらゆる業務の実施プロセスにおいてこれを実施する。
3. 省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における国による監督の実施時には、以下が不可欠となる。
 - 1) 提供される情報の真実性および正確性を確保する。
 - 2) 規范文書に則り、基本建築物（建造物、営造物）の燃料エネルギー資源利用効率に係る要件を順守する。
 - 3) 電力網における燃料エネルギー資源消費基準および容量係数の基準値を順守する。
 - 4) エネルギー調査、および省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における業務に携わる人材の養成、再教育、技能向上に携わる研修センターの業務の実施にあたっての、所定の要件を順守する。
 - 5) 標準化、認証、度量衡、燃料エネルギー資源消費基準の設定に係る要件、ならびに省エネルギーおよびエネルギー効率に関するトルクメニスタンの法令に定めのあるその他の要件を履行する。

第39条 標準化、認証、度量衡

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野における標準化、認証、度量衡に関する業務は、トルクメニスタンの法令に定めのある方法に則りこれを遂行する。

第40条 燃料エネルギー資源消費基準の設定

1. 燃料エネルギー資源消費基準の策定は、当該基準の適用を予定している法人がこれを実施する。
2. 燃料エネルギー資源消費基準は、暫定的なものと段階的（最終的）なものになる可能性がある。暫定的な燃料エネルギー資源消費基準とは、商品の生産（役務の遂行、サービスの提供）にあたっての燃料エネルギー資源消費の最小化を考慮し、最大1暦年の期間で設定される一連の燃料エネルギー資源消費基準の指標値のことをいう。
3. 暫定的および段階的（最終的）な燃料エネルギー資源消費基準に関する情報は、法人のエネルギーパスポートへの記載が義務付けられる。

第41条 燃料エネルギー資源の非効率的な利用に対する是正措置

1. 燃料エネルギー資源の非効率的な利用に対する是正措置は、トルクメニスタン閣僚会議が定める方法に則り、管轄機関がこれを適用する。
2. 燃料エネルギー資源の非効率的な使用に対する是正措置の適用根拠は以下のとおりである。
 - 1) 基準を超過する燃料エネルギー資源の消費、エネルギー面において非効率的な設備、資材、生産プロセスの使用。
 - 2) 算定機器の欠如、または所定の規則および規範に対する当該機器の不適合。

第8章 最終規定

第42条 本法への違反に対する責任

本法への違反は、トルクメニスタンの法令に定めのある責任を招くものである。

第43条 紛争の解決

省エネルギーおよびエネルギー効率の分野において発生した紛争は、トルクメニスタンの法令に定めのある方法に則りこれを解決する。

第44条 本法の発効

本法はその公布日より効力を発する。

トルクメニスタン大統領
セルダル・ベルディムハメドフ

アシガバード市、2024年3月30日

*トルクメニスタン公用語からの翻訳